

大総務第 124 号
令和 6 年 3 月 5 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正することについて、同条第 5 項の規定に基づき諮問します。

記

1 改正内容

条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙記載の法人を外郭団体に該当しないものとして同表の規定から削除すること。

2 改正理由

条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人の該当性を満たさないため。

3 改正期日

令和 6 年 4 月 1 日

外郭団体の指定解除について

所管所属名	経済戦略局	団体名	(公財)大阪国際交流センター
-------	-------	-----	----------------

I. 影響力に関する基準

○出資等の状況 (単位:千円)			
出資者・出えん者	払込額	出資・出えん比率	議決権比率
大阪市	200,000	100%	

○人的関与の状況 (単位:人)			
役員	令和3年7月	令和4年7月	令和5年7月
本市職員(派遣等)	0	0	0
本市職員(受嘱)	1	1	1
本市退職者(非公募)	0	0	0
従業員	令和3年7月	令和4年7月	令和5年7月
本市職員(派遣等)	0	0	0

○財政的支援の状況 (単位:千円)			
大阪市	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算見込)
補助金	0	0	0
負担金又は分担金	0	0	0
交付金	121,002	127,273	151,056
委託料 (公開の競争による選考以外)	572	429	0
貸付残高	0	0	0
損失補償	0	0	0

○影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人	有/無	無	
-----------------------------	-----	---	--

●関与の見直し状況等と今後の方針
当該法人は、これまで多文化共生社会の実現に向け、本市の外郭団体指定による事業経営への指導及び調整の下、地域と外国人住民とがつながる環境づくりに関する独自事業を実施するなど、様々な取組を進めてきた。その結果、地域の社会福祉協議会等とのネットワークの構築や、業務執行体制の強化がなされ、多文化共生社会の実現に向け、外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を主体的に行える状況にある。 一方、本市の外国人住民は、国籍の多様化とともにそれぞれが抱える課題やニーズも多様化しており、本市では、令和2年12月に「大阪市多文化共生指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向けて様々な取組を進めている。その中において、新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ避難民への支援などから、外国につながる市民への的確な情報伝達の重要性が改めて明確となっており、当該法人の「地域国際化協会」としての役割は、更に重要なものとなっている。本市が「大阪市多文化共生指針」に基づく施策の取組を進めるため、引き続き交付金を交付するとともに、本市と多岐にわたる課題を共有し、市の政策課題(外国人住民施策等)への対応を効率的かつ効果的に行えるよう、当該法人の事業経営に参画する必要があることから役員就任を継続する予定である。

Ⅱ. 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項第1号に掲げる法人の該当性

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容	有/無	有
本市に居住する外国人住民を、公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪を共につくる担い手と位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を活かし、活力あふれる魅力あるまちづくりをめざすというビジョンのもと、外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし活躍できる多文化共生社会を実現すること。		

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の行政目的又は施策を達成することが困難である理由	有/無	有
○大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号アのうちの該当する規定		
(ア) 実施することができる他の民間の主体(営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。)が見いだし難いもの。		
○理由		
当該法人は、平成2年1月に当時の自治省から本市における地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として「地域国際化協会」の認定を受けるとともに、外国人住民と市民が共に地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を生み出す多文化共生社会の実現に向けたまちづくりへの取組を進める「外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業」や国籍や民族の異なる人々が世界的視野を持ちながら互いの文化を認め、共に地域社会の一員として共生していくため、国際交流・協力の理解促進と市民レベルでの相互交流や文化理解の促進に向けた取組を進める「国際交流・協力の促進に資する事業」を主たる事業としており、本市における唯一の「地域国際化協会」として、長年にわたって、多文化共生社会の実現に向けた総合的な取組を継続して実施している法人であって、当該法人以外に本市における多文化共生社会の実現に向けた総合的な取組を行っている団体は見いだすことができないため。		

3 1の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割	有/無	有
本市は、令和2年12月に「大阪市多文化共生指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向け取り組んでいるが、その実現には、日本人住民と外国人住民が、言語の違いに加え、異なる文化や生活習慣等を理解し、共に地域の担い手として認め合い、連携していく意識が必要である。現状では、こうした多文化共生の意識は高まりつつあるものの、まだ十分に定着したとは言えない状況である。そこで、地域と外国人住民とがつながる環境づくりとして、当該法人に対し以下の役割を求めていく。		
ア 次のような取組を自ら主体的に進めていくこと。		
- 本市に居住する外国人住民が地域社会の一員として安全・安心で快適に暮らしていく上での様々な課題やニーズをくみ取り、国や本市等の施策や制度を活用しながらこれらの課題やニーズに対応する支援等を行う取組 - 地域社会において国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め共に地域社会の一員として共生していくための交流や相互理解の促進の取組 - 上記の取組を地域社会自らが主体的に進めていくためのボランティアや担い手の育成		
イ アの取組を将来にわたって継続していくことができるよう、この間蓄積された専門性やノウハウを着実に継承するとともに、法人自身の職員の知識やスキルの向上を図ること。		

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることの必要性	有/無	無
ア 当該法人が実施する本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性		
当該法人は、本市の区域を活動対象とする「地域国際化協会」として、本市からの交付金事業を実施するとともに、これまで外郭団体への指定による事業経営の指導及び調整の下、多文化共生社会の実現に向けた独自の事業活動を実施してきた。 その中で、地域の社会福祉協議会や各種団体(以下「各種団体等」という。)と、事業の共催や情報発信の連携を行う等のネットワークを構築しており、そのネットワークを活かしながら、当該法人は主体的に地域社会における外国人住民への活動機会の提供や、地域住民の多文化共生についての理解促進に向けた情報発信を始め、外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を行うことが可能となった。 また、当該法人が各種団体等とネットワークを構築して取組を進めたことにより、各種団体等においても多文化共生の実現に向けた取組の必要性が浸透し、各種団体等から当該法人に対して「地域国際化協会」の中核的な役割として、各種取組の継続的な実施などを以前にも増して求められている状況である。 さらに、当該法人がこれまでに蓄積してきたノウハウを継承するため、固有職員の増員や職員の更なるスキルアップに向けた研修など、業務執行体制の強化も進められており、主体的に取組を継続する体制が構築されている。 以上のことから、今後、外郭団体への指定による当該法人の事業経営に対する指導及び調整の必要性はない。		